

監理技術者が複数現場を兼務する場合の取扱いについて

令和3年9月7日
(令和5年11月20日一部改訂)
茨城県土木部監理課

今年度から、新たな技術検定試験制度が始まり、一級施工管理技士補の資格が創設されました。この一級施工管理技士補を監理技術者補佐として専任で配置した場合は、監理技術者（＝特例監理技術者）が2件までの工事を兼務することができます。

今般、茨城県土木部発注工事における特例監理技術者及び監理技術者補佐の取扱いを定めましたので、お知らせいたします。

記

1 対象工事（兼務する工事が、以下の全てを満たすこと。）

- ① 予定金額が1億5千万円未満の工事。（兼務先の工事が土木部以外の発注で、当該発注者が認める場合はこの限りではない。）
- ② 茨城県内で施工される工事。
- ③ 維持工事*同士でないこと。

（※24時間体制の応急処理工又は緊急巡回が必要な工事その他通年での社会機能の維持に不可欠な工事）

2 特例監理技術者及び監理技術者補佐の要件（以下の全てを満たすこと。）

- ① 監理技術者補佐を専任で配置すること。
- ② 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補*（主任技術者の資格が必要）又は監理技術者の資格者であること。
なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られる。（例えば、電気工事の主任技術者の資格のみを有する者が、土木一式工事の監理技術者補佐になることはできない。）
- ③ 監理技術者補佐が一級施工管理技士補の場合、その技術検定種目が特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- ④ 特例監理技術者及び監理技術者補佐は、3か月以上の雇用関係があること。
- ⑤ 特例監理技術者は、主要な会議への参加、現場の巡回、主要な工程への立ち会い等を適正に遂行すること。
- ⑥ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で、常に連絡が取れる体制であること。
- ⑦ 発注者に対して、監理技術者補佐の担当業務等を明らかにすること。

（※今年度から施行された新たな技術検定試験で創設された資格。一次検定のみ合格者に付与）

3 適用日

令和3年10月1日以降に入札公告を行う工事から適用する。

なお、既に入札公告や契約が済んでいる工事についても、発注者との協議により、この取扱いが適用できる。

